

第 15 回 水素インフラ規格基準委員会 議事録

◇ 日 時：令和 3 年 7 月 5 日(月) 14:00～15:30 及び 7 月 12 日 (月) までの質疑

◇ 形 態：Web 会議及び書面での質疑

◇ 出席者（敬称略）

委員：門出委員長、熊崎副委員長、遠藤委員、小幡委員、竹田委員、名取委員、牧野委員、山下委員

事務局(JPEC)：二宮部長、河島（記）

◇配布資料

資料 21-01-01 水素インフラ規格基準委員会の位置付け

資料 21-01-02 水素インフラ規格基準委員会委員名簿

資料 21-01-03 遠隔監視セルフ水素スタンドに係る自主基準の制定

資料 21-01-04 遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案

資料 21-01-05 遠隔監視セルフ水素スタンドの危害予防規程の指針

JPEC-TD 0009 (2021) 案

資料 21-01-06 遠隔監視セルフ水素スタンドの保安教育計画の指針

JPEC-TD 0010 (2021) 案

資料 21-01-07 遠隔監視セルフ水素スタンドのガイドライン JPEC-TD 0011 (2021) 案

資料 21-01-08 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る自主基準の改訂

資料 21-01-09 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針

JPEC-TD 0005 改訂案

資料 21-01-10 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針

JPEC-TD 0006 改訂案

1. 開会

- ・二宮部長より今回の委員会の主旨説明実施
- ・事務局より事前送付の資料確認
- ・事務局より委員紹介を兼ねて、出欠を確認。委員長および委員を含めて、9 名中 8 名出席で委員会成立を確認
- ・事務局より、議事の進め方について説明
 - WEB 会議では、審議対象の資料の種類・量が多いので、説明、審議は資料 21-01-03、21-01-08 を用いて実施
 - WEB 会議後、7 月 12 日(月) まで、事務局にて質疑等を受け付ける。質疑を受けて、特に、資料の修正がない場合は、第 15 回水素インフラ規格基準委員会の書面投票に入る。資料の修正が必要な場合は、資料を修正した上で、書面にて、第 16 回水素インフラ規格基準委員会を開催し、審議・投票を行う。

2. 議事

(1) 遠隔監視セルフ水素スタンドに係る4つの自主基準の制定について

事務局より、資料 21-01-03 を用いて遠隔監視セルフ水素スタンドに係る4つの自主基準(案)

■遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案

■遠隔監視セルフ水素スタンドの危害予防規程の指針 JPEC-TD 0009 (2021) 案

■遠隔監視セルフ水素スタンドの保安教育計画の指針 JPEC-TD 0010 (2021) 案

■遠隔監視セルフ水素スタンドのガイドライン JPEC-TD 0011 (2021) 案

を説明した。

<主な質疑応答>

・遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案 について

(副委員長)：スライド 14 の 6. 充填用のノズルと燃料装置用容器とが適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置、8. ディスペンサーノズルの落下防止 に関しては、遠隔監視セルフ水素スタンドに限らず、現状の水素スタンドでも措置してよいのではないかと。

(事務局)：遠隔監視セルフ水素スタンドでも措置することは構わない。が、省令としては、遠隔監視セルフ水素スタンドの技術基準として、一般則第 7 条の 4 に記載されたので、遠隔監視セルフ水素スタンドの自主基準で明記している。

(副委員長)：了解した。JPEC-S 0007 にも機会を見つけて記載してはどうか。

(事務局)：本件に関しては、現状の水素スタンドでは、規制対象ではないので、事業者の自主的な対応と考える。

(副委員長)：ここで質問することかどうかだが、サイバー攻撃対策に関する記載はないのか？

(事務局)：ガイドライン JPEC-TD 0011 にサイバーについての記載をしている。省令、一般則第 7 条の 4 にサイバー対策をするように謳われている。ただ、具体的に記載するとサイバー対策にならないので、一般的なファイアウォールや VPN 等を記載に留めている。

・遠隔監視セルフ水素スタンドのガイドライン JPEC-TD 0011 (2021) 案について

(副委員長)：スライド 29 等に、車載容器期限の確認の確認が記載されているが、現在、国土交通省と経済産業省にて、車検を活用した検査の一本化の検討が進められていることをご存じか？

(事務局)：存じている。ただ、それが制定され、水素スタンドで容器期限確認が不要となるためには、時間がかかる。一方、事業者は、出来るだけ早く、遠隔監視セルフ水素スタンドを運営したいと考えているため、現状の規制の状況に応じた技術基準を作成している。

(副委員長)：了解した。

(2) 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る2つの自主基準の改訂について

事務局より、資料 21-01-08 を用いて保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る2つ

の自主基準の改訂案

■保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針 JPEC-TD 0005 改訂案

■保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針 JPEC-TD 0006 改訂案を説明した。

<主な質疑応答>

なし

(3) 7月12日(月)までの書面での質疑

名取委員より、遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案に対し、下記指摘があり、対応のとおり修正した。

委員名	意見内容	対応
名取委員	用語として「充填用のノズル」と「ディスプレイノズル」が使用されています。おなじ意味ですので、どちらかに統一したほうがよいと思います。	・「充填用のノズル」に統一します。 (ただし、1文の中に2回以上出てくるところは、ノズルのままとします)
名取委員	「3. 遠隔監視セルフ水素スタンドの表示」について 「事業所」は「2. 通報措置」の項で「遠隔監視セルフ水素スタンド並びにこれを監視する監視所」と定義されています。3. 項で使われている「事業所」は前後の関係から「遠隔監視セルフ水素スタンド」に限定した意味ですので、ここでは「事業所」ではなく「当該スタンド」と表記するほうが相応しいのではないかと思います。	・ご指摘のとおり、3. 項に関し、「事業所」⇒「スタンド」に修正します。

本修正は、当該自主基準案の内容を変えるものではないので、本修正案を投票対象として、書面投票を開始する。

以上